

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（510）

2. 日時：令和5年5月9日 10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、
大塚安全審査官、平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他5名

原子力事業統括部 原子力安全推進グループ（担当課長）※、他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】（S
A49 r. 4. 2）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【4
9条】（SA49-9 r. 4. 2）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第49条 原子炉格納
容器内の冷却等のための設備）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第49条
原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）2.7 原子炉格納容器の過圧破損防止するための設備【50
条】（SA50 r. 4. 2）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等
対処設備）比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損防止するための設
備【50条】（SA50-9 r. 4. 2）
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第50条 原子炉格納
容器の過圧破損を防止するための設備）
- （8）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第50条

原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備

- (9) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等
対処設備) 2. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56
条】(SA56 r. 4. 2)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故
等対処設備) 比較表 2. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給
設備【56条】(SA56-9 r. 4. 2)
- (11) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第56
条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	静聴アキモトです。それでは本日のヒアリングを開始します泊発電所3号炉んの、設置許可基準規則等の適用状況についてということで設備幅の
0:00:18	49条等をやっていきたいと思います。それではじゃあ、まずは49条から説明をお願いします。
0:00:29	はい。北海道電力田口です。今、
0:00:33	ご説明いただいた通り49号中56の順でやります。
0:00:36	本日のヒアリング資料なんですけれども、4月の中旬ぐらいに出してゴールデンウィーク前にやる予定でいた資料。
0:00:43	そのまま今、ヒアリングに臨ませていただいております。実際にはこの後また改正とかをいろいろ進めているんですけれども、その会社がすべて反映されてるような状況ではない。
0:00:54	状態ですので今後ご指摘いただいているようなものは、漸次反映して、またご提出していこうと考えております。それでは前回、
0:01:03	いただいた今回2回目のヒアリングですので、コメント回答と、
0:01:07	今回収集した点をご説明して、始めたいと思います。
0:01:15	はい。北海道電力渡邊です。それではまず49条のご説明の方から変えさせていただきます。資料は、資料1-1から1-21-3、1-4を用いて、
0:01:29	ご説明させていただきます。今回2回目ですので資料1-3のヒアリングコメントの方から、まずご説明させていただきます。
0:01:39	いただきましたコメントですけれども、
0:01:43	及び、並びに等の使い方が適切か、全般的に再確認すること。
0:01:48	ということで、47条でも同様のコメントをいただいているものです。
0:01:52	回答といたしましては、並列記載する際のカンマ及び並びについて、改めて再確認しまして適正化しております。
0:02:04	また、等を踏まえ、は同列となる文言については及び並びに月1000しないように修正しております。
0:02:14	比較表1、資料1-2の比較表で言いますと、
0:02:19	49-2ページ目、10ページ目。
0:02:23	12ページ目、22ページ目になりますけれども全般的に見直しをかけております。また、他の条文についても、順次今、見直しをかけているところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	続きまして資料1-4の記載適正化のリストでございますけれども、
0:02:45	主に
0:02:48	誤記ですとか、て、文章表現の適正化について
0:02:55	適正化を図っております。
0:02:56	トピック的としましては、
0:03:00	2ページ目、
0:03:02	そのナンバー8ですけれども、
0:03:04	ダクト開放機構の作動状況、これまで
0:03:09	格納容器再循環ユニットがダクト開放機構を開くような表現になってきたものを、
0:03:19	ダクト開放機構自体が
0:03:22	温度によって開放するというような記載の適正化を行っております。こちら、
0:03:29	比較表でいきますと、
0:03:30	49-3ページ。
0:03:34	いいか、幾つか表現ありますのでこちら適正化しております。
0:03:41	続いて3ページ目のナンバー16でございますけれども、
0:03:47	燃料補給設備関連の記載について、
0:03:52	常設代替交流電源、
0:03:54	ですとか、
0:03:56	と、
0:03:59	同時に記載されていたんですけども、こちらの方は、常設代替交流電源等に燃料補給設備が含まれるということで、
0:04:07	こちらの方記載を削除させていただいております。
0:04:13	その他の考えた大型送水ポンプ車等に、
0:04:18	補給する場合、
0:04:21	の記載は残しております。こちらの、
0:04:27	送水ポンプ車等に含まれる設備ではないということで特に記載するということで残しております。
0:04:39	あと、飛びましてページ、5ページの、
0:04:44	20ナンバー28ですけれども、こちら建屋の名称について、
0:04:52	機器の設置場所、
0:04:54	建屋名称につきまして規制を統一しまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:58	原子炉建屋としていたものを、より正確に原子炉格納施設周辺補機等、
0:05:05	等の設置場所に記載変更しております。
0:05:13	あと、ナンバー32 ですけども、
0:05:18	こちら、放射性物質を含む系統と含まない系統の、
0:05:22	隔離について、女川の記載を参考にいたしまして、
0:05:26	適正化しております。こちらの47条で
0:05:32	ご説明させていただいた文言と同じ
0:05:34	文言に統一させていただいております。
0:05:42	続きまして、
0:05:44	最後7ページのナンバー44、
0:05:48	ですけども、再循環サンプ及びさ、再循環サンプスクリーンについての、
0:05:54	位置付けについて
0:05:57	こちら50条の方でコメントをいただいていた。
0:06:01	ものですけども、そちらについて、
0:06:05	再整理しまして、
0:06:06	こちら、
0:06:10	資料、
0:06:11	1の比較表の、50ページになりますけれども、
0:06:19	主要仕様側に、こちら、
0:06:23	位置付けを再生しまして、記載を移動しております。
0:06:28	こちらについては50条の方でご説明させていただく。
0:06:31	いきます。
0:06:33	主な変更点としては以上になります。
0:06:41	規制庁協本ですそれでは確認に入りたいと思います。衛藤。
0:06:47	何かありますでしょうか。
0:06:51	特にはないですか。
0:06:55	そしたらですね比較表の、
0:06:59	資料1-2ですか。
0:07:08	49-17ページ。
0:09:19	規制庁協本ですすみません、このページか忘れてしまったんですけど

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:25	基本炉心損傷後のスプレイのところは、放射性物質の濃度の低減 って書いていただいているのかどうかをちょっと確認したかった んですけど。
0:09:41	全部。
0:09:42	あれって、
0:09:43	という理解でいいですかね。
0:10:02	北海道電力ワタナベつつ少々お待ちください。
0:11:10	北海道電力渡辺でございます。
0:11:12	放射性濃度の低減につきましては、49-1 ページ目の概要の部分 で、
0:11:21	記載をさせていただいております。原子炉格納容器内の圧力及び 温度、並びに放射性濃度、放射性物質の濃度を低減させるため に、
0:11:33	必要な重大事故対象設備を設置及び保管するというような形で記 載させていただいております。
0:12:06	規制庁協本です。わかりました。とりあえず
0:12:12	何か、
0:12:13	ここ。
0:12:14	ウエダで別濃度を低下させることができる設計とするっていうの は抜けてんじゃないかなって思ったんですけど、ちょっと勘違い だったかもしれないので、
0:12:24	何か各設備、
0:12:26	中でもう、
0:12:28	放射性物質の濃度っていうか、
0:12:32	スプレイは、
0:12:34	低下するっていうのを宣言しているのかなと。
0:12:39	思って。
0:12:41	です。
0:12:42	でも書いてあるところもあるので、ちょっと抜けがあるかないか ちょっともう1回私の方も確認をしたいと思いますので、
0:12:52	49-30 ページですね。
0:12:58	儘田ブラッシュアップ中だとは思うんですけど、
0:13:06	なるほど。
0:13:37	規制庁秋本です今のも大丈夫です。で、
0:13:43	49-31 ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:07	規制庁沖本です他のやつでも出てきたかもしれないですけど可搬型、
0:14:15	送水ポンプ車、
0:14:17	が、屋外っていう表現が、
0:14:22	ある。
0:14:23	じゃないですか。それ
0:14:28	とこの、
0:14:29	ヒアリングで、
0:14:32	お聞きしたと思うんですけど。
0:14:35	屋外で。
0:14:37	問題ないっていう理解でよかったです。
0:14:48	はい。北海道電力田口です。以前同じようなご確認をされた記憶がありまして、
0:14:56	いわゆる主要建屋の耐震性があるって、外部衝撃から防護が完全に図れるような原子炉建屋、原子炉補助建屋、あとは一応
0:15:07	緊急時対策部長。
0:15:09	と。
0:15:10	上の部分から、ちょっと外気温とかの影響までは完全防げないんですけども外部衝撃の荷重系のものは防げるというあたりでそこから辺までが、
0:15:19	保管する場としてはオクない。
0:15:22	今お話出てる51メートル雑魚そこは、そういう体制がありませんので、
0:15:28	そこはもう屋外扱いということで、今は分類して書いてます。
0:15:35	規制庁秋本ですわかりましたそれは先行も、
0:15:38	同じ。
0:15:40	ような整理でやってるっていう理解でいいですか。
0:15:50	北海道電力田口です。すいません、どこの電力と藤の立山では今全部把握できてないですけども、
0:15:58	はい。
0:16:19	はい。
0:16:20	うん。
0:16:35	入れていけない。
0:17:50	北海道電力田口です

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:52	似たような車庫の中に納めてる限界について、ちょっと今どう書いてるか確認して、間に合えば、このヒアリングの中でお答えします。
0:18:03	規制庁アキモトですわかりました。
0:24:43	北海道電力田口です。先ほど、
0:24:46	確認が出ました玄海で、可搬設備を屋外と書いてるかどうか、なんですけども、うちらとちょっと設備構成が違っていて、
0:24:57	ポンプ車と、あとは、
0:24:59	可搬式のポンプ電源とかを使ってやる。
0:25:02	タイプで、
0:25:04	限界を準備してます。いずれも保管している場所としては屋外と書いていますので、
0:25:11	車庫は屋外と扱っています。
0:25:19	規制庁秋本です。わかりました。ではじゃあ、それを県はじゃあ、
0:25:25	泊も屋外扱いということで理解しました。
0:26:02	規制庁アキモトです 49-25 ページ、A 主幹案。
0:26:09	下から 2 個目
0:26:10	というか、CD 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却において使用する原子炉機器冷却設備のうち、
0:26:19	原子炉補機冷却水設備は、
0:26:22	格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器スプレイ設備に対して独立した設計とするなんですけど、
0:26:33	ちょっと私あんまり詳しくないので、わかってないだけだと思うんですけど原子炉格納容器スプレイ設備っていうと、
0:26:41	原子炉補機冷却水設備は入らないっていう理解でいい。
0:26:54	北海道電力渡部です。入らないというご認識で間違いございません。
0:28:19	規制庁アキモトですそれでは 49 条、
0:28:24	もう、
0:28:30	以上でよろしいでしょうか。何かこちらからありますでしょうか。
0:28:43	これ。
0:28:43	まだ、
0:28:45	マッシュアップ中っていう理解。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	多分また直ってくることもあるのかなとは思いますが、
0:28:56	はい。現時点においてはこれで理解しました。ではつギイは50条、
0:29:05	ですかね。
0:40:59	規制庁アキモトです。49-14ページの、
0:41:07	スプレイそもそのスプレイの、放射性物質の低減が、
0:41:14	濃度を低下させることができるっていうのは女川に書いてあって、
0:41:18	泊はないのでそこはどうするか、ちょっと検討いただければと思います。
0:41:28	北海道電力渡部でございます。こちらにつきましては、
0:41:36	炉心損傷後でございますので、
0:41:39	放射性濃度ので、低下させることができる設計という部分も必要になるであろうということを理解いたしましたので、
0:41:49	こちらの方14ページの方、つい、
0:41:54	することで検討いたしたいと思います。合わせた17ページの方も、記載の方、検討させていただきたいと思います。
0:42:05	規制庁秋本です。わかりました基準要求の大事なところかなと思うので、ご検討いただければと思います。
0:42:13	ではスプレイは、以上。
0:42:17	パスプリーズが49条は1Eです以上で、50条の、
0:42:23	ご説明をお願いいたします。
0:42:32	はい。北海道電力渡部でございます。
0:42:35	続きまして50条でございますけども資料が2-1、2-2。
0:42:41	2-3、2-4を用いましてご説明させていただきます。今回、2回目でございますので、ヒアリングコメントの回答、資料2-3。
0:42:53	からご説明させていただきます。
0:42:57	いただきましたコメントですけれども、
0:43:00	設計基準拡張の設備として49条の編集を
0:43:05	資料で、使用しようでは、格納容器再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンの使用仕様を記載しているのに対して、50条の主要仕様では記載していないと。
0:43:18	条文化の不整合がないように、設計基準拡張の主要仕様として規制すべきものは何かを整理し説明することと。
0:43:26	いうコメントをいただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:29	こちらに関しまして回答でございますけれども、
0:43:35	19条と50条におきまして原子炉格納容器スプレイ設備につきましては、
0:43:40	S Aの設計基準拡張と位置付けて使用することとしておりまして、40基準手島まとめ資料の
0:43:49	後ろの方9.2項に、
0:43:52	既許可、
0:43:54	の記載のある主要仕様を記載しております。
0:43:58	加古ウエキさん。
0:44:01	再循環サンプ及び
0:44:04	サンプスクリーンにつきましては、主要仕様として記載されない設備に該当しております。
0:44:10	49条におきましては、著しい炉心損傷前の対応手段が含まれておりますので、今度、政治においても格納容器のスプレイ設備を再循環運転をいたしますけれども、
0:44:25	50条におきましては炉心損傷後のS A対応、
0:44:29	手段のみであるので、再循環運転はいたしません。
0:44:34	ですので49条において、
0:44:37	格納容器スプレイ設備の再循環運転を行うための設備として、主要仕様を記載する必要があるまして、各駅再循環サンプ及び格納容器再循環サンプスクリーンを、
0:44:51	終了いたします。50条においては再循環運転を行いませんので、対象設備としてはこちら含まれずに使用しようとして、
0:45:01	記載する必要はございませんでした。
0:45:04	49条におきまして、再循環サンプ及び格納容器の再循環サンプスクリーンは、49条まとめ資料の9.2項の、
0:45:15	許可の記載のほうに、を変更する。
0:45:18	いうように書かれておりましたけれども、こちらまとめ資料4。
0:45:23	9.4項の
0:45:26	治癒、49条の主要仕様として記載するように、記載箇所、先ほどご説明しましたけども、記載箇所の修正をしております。
0:45:38	コメント。
0:45:40	以上になります。で、資料2-4の記載適正化。
0:45:46	箇所のリストでございますけども、こちらの方、主に誤記の訂正ですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	記載の適正化。
0:45:55	関係になりまして 49 条と合わせて、
0:46:00	行ったものがメインでございますので、特に
0:46:04	トピックとして、
0:46:05	ご説明する内容はございません。
0:46:09	ご説明としては以上になります。
0:46:17	規制庁秋本ですそれでは確認に入りたいと思いますこちら側から何かありますでしょうか。
0:47:33	規制庁脇本でちょっと 1 点確認だけなんですけど
0:47:38	過半は自主
0:47:41	収入。
0:47:48	練習じゃないのか。
0:48:46	規制庁アキモトです取りまとめた資料の 2 ページで、
0:48:51	3 位のマルにですね、手段としているが、
0:48:57	泊は継続する手段としての緩和で自主設備いたします。
0:49:06	だから、
0:49:08	可搬型ポンプ、
0:49:11	による代替格納容器スプレイは、
0:49:17	編集
0:49:20	補給はだから水源側では、
0:49:24	補給はするんだけど、直接格納容器スプレイは実習にしていますと。
0:49:32	これはあれですか。
0:49:35	この戦略はどっかの者と一緒とかあるんでしょうけど、
0:50:15	北海道電力の渡部でございます。
0:50:17	こっちがですけども、
0:50:22	伊方と同様の戦略にはなるんですけども、それでちょっと読めるように、50 条側ではちょっと読めるようになっておりません。4 時、
0:50:33	七条側ではそちら記載いただいて記載して、
0:50:37	おりますけれどもちょっとまだ間に合っておりませんので、追記して適正化するようにいたします。
0:51:02	規制庁秋本ですわかりました。
0:51:05	基本、
0:51:08	50 条は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:09	さっきの 49 条もそうですけど、
0:51:12	泊と九鬼泊の特徴的なところがあるのかどうかって泊オリジナルなところがあるのかどうかっていうと、
0:51:23	んな、ない、どっかの社と同じ戦略ですっていう感じですかね。
0:51:35	北海道電力は駄目でございます。
0:51:39	どこかの社等は同じになるようなことになってございます。
0:52:09	規制庁アキモトでその他 50 条、よろしいでしょうか。
0:52:13	では最後、午前午前中西郷の水源、お願いします。
0:52:21	はい。北海道電力のイチタニです。56 条のご説明をさせていただきます。56 条につきましては資料番号 3-1 から 3-3 までですけれども、
0:52:33	前回ヒアリングコメントという形ではございませんでしたので、記載の適正化リストとの主要なところ、それと比較表でご説明したいと思います。
0:52:47	まずは、資料 3 の 3 番、適正化リストを、をご覧ください。
0:52:53	4 分の 1 ページ目。
0:52:56	主要なところだけにしますけどナンバー 3 番図です。
0:53:02	比較表でいきますと、56 の 1 ページ目になります。
0:53:10	比較の 56 の 1 ページ目真ん中辺に黄色マークございます。
0:53:18	もともとこの重大事故等時に必要な水源として、燃料取替用水ピットを及び補助給水ピットって書いてたかと思います。ただ書類の説明順番で先に出てくるのが補助給水ピットですのでそれを前に持ってきた。
0:53:33	またごめんなさいホウ酸タンクも、
0:53:36	必要な水源としてこの (3) 番で入れてるんですけどもそれがどっち、その下の方のですね原水槽の後の、
0:53:46	代替水源のが、側に書いちゃっていたものですからそこを適正化しまして、水源側にホウ酸タンクを持ってきたというふうに整えてございます。
0:53:56	今のがナンバー 3 です。
0:53:59	続きまして、
0:54:00	記載適正化リストの 2 枚目、9、No.9 に参ります。
0:54:10	比較表でいきますと 56 の 4 ページ目。
0:54:14	今申し上げたホウ酸タンクを水源とした場合に用いる設備ですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:19	黄色マークになってるところ、これは本来、44条の機能としてホウ酸タンクを使うんですけども、前回
0:54:29	間違った記載、原子炉系の注水という間違った記載をしてございましたので、修正いたしました。また差異理由欄も併せて、訂正してございます。
0:54:42	続きまして適正化リストの3ページ目、ナンバー13番。
0:54:50	比較表でいきますと、56の8ページ目になります。
0:54:57	主要な設備として余熱除去ポンプあるんですけども、
0:55:02	ここを引用している箇所が5.2、余熱除去設備っていう、
0:55:08	過少引用してございました。
0:55:11	ただいまこれって低圧。
0:55:14	再循環というんですかね、低圧再循環の
0:55:18	ここで再循環運転の水源としての代替再循環運転の説明ですので、余熱除去運転の話ではなくて、低圧注入の再循環の話をすべきです。
0:55:32	とすると運用すべき箇所は、非常用炉心冷却設備です許可申請書の構成としてそうなので、ちょっと引用する場所間違っていましたので訂正いたしました。
0:55:43	いうところです。56条、適正化としてのご説明以上になります。
0:55:51	規制庁協本です。それでは確認に入りますこちら、
0:55:56	規制庁側から何かありますでしょうか。
0:56:37	規制庁秋本です。
0:56:39	49条側であった建屋、
0:56:43	の名称のお話っていうのは、
0:56:49	特段水源側は影響を受けるようなところは、
0:56:54	ない。
0:56:55	ということでもいいですかね。
0:57:02	すごい
0:57:02	はい。北海道電力のイチタニです。水源側としては、特に気をつけるべきは、
0:57:11	その周辺補機棟と、格納容器の中の機器の位置的分散を述べるときに特に注意すべきだと思っております。
0:57:21	が水源の場合はそういう分散の花Cがあまり出てこないのので、直接的に影響を受ける部分は、
0:57:31	ないと思っておりますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:35	基本、原子炉建屋と言っているものを、
0:57:40	場所をな。
0:57:42	言っている箇所は、基本
0:57:45	周辺を鬼頭、
0:57:47	に、書き換えていこうとは思っておりますが、
0:57:52	まだ
0:57:54	何ていうんでしょう。前、前城展開。
0:57:57	中の状況でございます。はい。
0:58:02	規制庁秋本ですそうすると、
0:58:05	主要仕様というか、何ていうんでしょう、主要仕様でよかったん でしたっけ
0:58:11	40、
0:58:13	49 条を、
0:58:14	の、
0:58:18	49 条じゃなくてもいいの水源であるんですかね燃料取扱燃料取替 用水ピットとかって、
0:58:30	1、
0:58:30	設置位置とかって、
0:58:33	何て言うんでしょう
0:58:37	これわあ、
0:58:39	影響は受けないっていう理解でいい、いいんですか。
1:09:58	規制庁アキモトですそれではその他、コメントは何かありますで しょうか。
1:10:05	確認したいこと。
1:10:07	なければ、
1:10:23	ミヤモトですけどいいですか。木瀬。どうぞ、お願いします。
1:10:28	単独条文でどうこうというわけじゃないんですけど、
1:10:32	今全体的にちょっと資料の
1:10:35	作成が遅れているようにしか見えないんですけど、
1:10:39	これは間に合うんですが間に合わせられるんですかどっちなんで すか。
1:11:00	北海道電力田口です。
1:11:02	S A F を資料の提出全般的に遅れておりましたけれども、
1:11:07	5 月 11 日の
1:11:09	資料、会合用の提出に合わせて、すべて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:13	補足までそろえて提出。
1:11:16	をるように準備が進んでおります。
1:11:19	以上です。
1:11:22	いやですわかりました。11日に出てくるってのはわかっているんですけど、要は先ほど言ったように5期やら、その先行実績の反映が見えん
1:11:34	あまりされてなかったり、要はそういうものがもうないということで、そういう理解でいいですね。
1:11:43	網野さん、すみません5号機まではさすがにいいですけど中身の話ですみません。
1:11:49	北海道電力田口です。藤千子実績の反映等は順次今進めている段階ですべてが今そろった状態で、
1:12:01	出せているかと言われると、本日の資料とかでも、出してるタイミングによっては、反映が間に合っていないようなものがまだ、
1:12:09	あります。
1:12:10	介護に次ぐものについても、すべてがそろっていると言われると、一部まだ範囲が整っていないものもあると認識しておりますただ、何をすべきかというのは、すべて把握しておりますので、
1:12:25	それを反映して、
1:12:27	介護後の次でヒアリングで、すべてを反映しましたといえるようには進めていきたいと思っております。以上です。
1:12:36	宮尾ですけど、うちの担当という認識合わせてもらえばいいと思うんです基本的には、会合後っていう認識を持ってもらって困るなと思っていて、
1:12:46	会合前には
1:12:49	そこはもう明確にしといてもらって、甲斐甲斐5号っていうのはより資料を整理するというか
1:13:00	よりブラッシュアップするという意味での介護になると思うので、その辺の認識を間違えないようにしっかり資料を作成するようにお願いします。いいですかね。
1:13:11	北海道電力田口です。はい、拝承いたしました。
1:13:16	はい。私の方から以上です。
1:13:22	一応アキモトですそれではその他、よろしいでしょうか。
1:13:26	よろしければ
1:13:28	本日のヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。